平成２８年（フ）第１９９２号
名古屋市北区喜惣治２丁目177番地　市営喜惣治荘Ｔ９棟404号
債務者　木賀　敏夫
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２０１号
岡山県総社市井手1142番地３
債務者　塚村　純子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第２２１号
岡山県井原市高屋町３丁目24番地９　光ハイツ301号
債務者　村北　博之
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第７１５号
北九州市小倉南区下城野２丁目12番６号（103）
債務者　溝部　麻矢（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７２７号
北九州市小倉北区霧ケ丘２丁目15番21号
債務者　田中　啓貴
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第７５８号
北九州市小倉南区若園３丁目17番４－104号
債務者　竹中　美加
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１０４号
福岡県京都郡苅田町神田町１－22－７　シーポート09　７階704号、住民票上の住所福岡市城南区七隈３丁目２番11号
債務者　岩隈　信貴
1　決定年月日時　平成29年１月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２８年（フ）第６９号
岩手県奥州市前沢区生母字天王１番地
債務者　千田　昌子
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第７２号
岩手県奥州市水沢区真城字町屋敷177番地　ディアス瀬和Ｃ棟　101号室、旧住所岩手県奥州市水沢区台町６番16号　Ｓｔｒｅａｍ　Ｓｔｙｌｅ310　Ｂ棟　211号室
債務者　上山　　恵（旧姓千葉）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２８年（フ）第１５４０号
埼玉県川口市戸塚鋳町６番５－302号　川口昭和ビル
債務者　小貫　孝一
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１５９０号
さいたま市中央区桜丘１丁目13番14号　ラトゥール桜丘105
債務者　渥美　貴広
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１６８２号
埼玉県鴻巣市東４丁目１番12－303号　レオパレス　ＳＥＩＷＡ　Ⅱ
債務者　佐藤　　孝
1　決定年月日時　平成29年１月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第６１３号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡３丁目19番74－305号
債務者　平林　　諒
1　決定年月日時　平成29年１月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第３７４号
沖縄県那覇市寄宮１丁目23番１号　比嘉アパート303
債務者　東大島　勝
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３７５号
沖縄県那覇市寄宮１丁目23番１号　比嘉アパート303
債務者　東大島綾子（旧姓福地）
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３８８号
沖縄県那覇市繁多川３丁目13番３－101号　みどりヶ丘アパート
債務者　比嘉　竹志
1　決定年月日時　平成29年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月14日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第３９３９号
大阪府大東市明美の里町２番16号
債務者　神田　直哉
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部